

小山町 LINE 公式アカウント運用方針

1 基本方針

この運用方針は、LINE を広報媒体として利用し、災害情報や町政情報、イベント情報など、町の情報を広く発信するため、アカウントの使用に関する運用を以下の通り定める。

2 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディア名：LINE
- (2) アカウント名：静岡県小山町 (@471qihsf)
- (3) 運用主体：小山町

3 配信者

小山町職員

4 配信時間・回数

原則として、正午または午後5時30分に配信します。

ただし、この時間以外にも必要に応じて配信します。

配信回数は、防災、災害、緊急性のある情報以外は同一案件について原則1回とします。

5 配信内容

- (1) 小山町の町政情報
- (2) 町及び町教育委員会が主催または共催する行事、イベント等
- (3) 防災・災害情報
- (4) 町の観光情報
- (5) 緊急性のある情報
- (6) その他必要とされる町政情報等

(5)に掲げる緊急性のある情報とは、主に次に該当するものである。

- ① 交通情報（事故などによる通行止め情報など）

- ② 人命及び財産に関すること（迷子や尋ね人など）
- ③ 住民生活に関する情報（感染症に関する情報や断水情報など）
- ④ 動物出没（熊、さる、猪などの出没）
- ⑤ その他町長が必要と認めるもの

(6)に掲げるその他必要とされる町政情報等とは、主に次に該当するものである。

- ①国、県、町で実施する事業等の情報
- ②町民が必要とする事業等の案内（確定申告、給付金申請等）
- ③小山町在住、小山町出身者が国際大会（オリンピック大会、パラリンピック大会、アジア大会及び各種世界大会並びにこれらに準ずる大会）に出場し、テレビ等放映される時

6 コメント等への対応

町公式 LINE アカウントは、情報発信・情報提供を目的としており、原則として返信等は受け付けない。

道路損傷等の情報提供については、必ずしも補修・対応を行うものではありません。

LINE で提供した情報に対する意見または問い合わせについては、町ホームページ「お問い合わせフォーム」にて受け付けるものとします。

7 注意事項

- (1) 小山町へのご意見やご質問は、小山町ホームページの「お問い合わせフォーム」へお寄せください。
- (2) 本 LINE 上での町民からの情報提供（通報機能による情報提供）等は、町への要望等としては受理しません。
- (3) 当アカウントのリッチメニュー等のデザインについて、効果的な情報発信を行うため、予告なしに変更する場合があります。
- (4) 当アカウントの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、お知らせ内容の変更や削除、当アカウントそのものを削除する場合があります。
- (5) 当アカウントに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、小山町または正当な権利を有する者に帰属します。当ア

アカウントから投稿する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及びLINEの公式機能として実装された機能を使用するなど、転載の対象となるエントリー内容を改変せず、また発信元を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

(6) この運用指針は、予告なしに変更する場合があります。

8 免責事項

(1) 当アカウントから一般に向けて投稿を行う際には、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

(2) 当アカウントから一般に向けて配信を行ったことに関し、以下の事項について小山町は何ら責任を負うものではありませんので、予めご了承ください。

ア 利用者により投稿された当アカウントの掲載情報に対するコメント等

イ 利用者が当アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害

ウ 当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはそれにより被った損害

エ 当アカウントに関連して生じた利用者と第三者間のトラブルまたはそれにより被った損害

9 禁止事項

当アカウントに対して、以下に該当する行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当すると当アカウント運用主体が判断した場合には、当該情報等の削除を行う場合があります。

(1) 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する行為

(2) 町または第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける行為

(3) 町または第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為

(4) 他の利用者または第三者等になりすます行為

(5) 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する行為

(6) 差別的な表現を含む情報を発信及び公開する行為

- (7) 違法な情報発信やわいせつな表現等、公の秩序または善良の風俗に反する行為
- (8) 情報を故意に改ざんして提供する行為又は虚偽の情報を発信及び公開する行為
- (9) その他、小山町が不適切と判断した行為